

# 厚生労働省行政事業レビュー(公開プロセス)結果



厚生労働省 行政事業レビュー

(公開プロセス)

平成24年6月14日(木)

会場：中央合同庁舎第5号館(専用第18～20会議室)



# 厚生労働省 行政事業レビュー(公開プロセス)

平成24年6月14日(木)

(14:00~18:00)

会場:中央合同庁舎第5号館(専用第18~20会議室)

## 1. 議事(対象事業)

開催日	時間	対象事業	資料ページ
6月14日 (木)	14:00~15:00	精神障害者地域移行・地域定着支援事業	1
	15:00~16:00	受給資格者創業支援助成金	19
	16:00~17:00	障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施	33
	17:00~18:00	メンタルヘルス対策支援センター事業	49

## 2. 外部有識者

太田 聡一 慶應義塾大学経済学部教授

佐藤 主光 一橋大学大学院経済学研究科・政策大学院教授

清水 涼子 関西大学大学院研究科教授

田代 雄倬 元川崎製鉄環境エンジニアリング部長

土居 文朗 慶應義塾大学経済学部教授

船曳 鴻紅 (株)東京デザインセンター代表取締役社長

平成24年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施		担当部局庁	職業能力開発局	作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成16年度		担当課室	能力開発課	能力開発課長 志村 幸久		
会計区分	一般会計 労働保険特別会計雇用勘定		施策名	Ⅱ-1-6 障害者、母子家庭の母等のキャリア形成を支援する			
根拠法令(具体的な条項も記載)	職業能力開発促進法第15条の6第3項 雇用保険法第63条第1項第2号 雇用保険法施行規則第126条		関係する計画、通知等	「重点施策実施5か年計画」(平成19年12月25日障害者施策推進本部決定 期間平成20年度～平成24年度)			
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	ハローワークに求職を申し込んだ障害者等に対し、当該障害者の住む身近な地域で障害者の態様や障害程度に配慮した多様な職業訓練機会を確保・提供することで障害者の就職促進を図る。						
事業概要(5行程度以内。別添可)	雇用失業情勢は依然として厳しく、障害者を取り巻く雇用失業情勢は厳しさが増している。ハローワークへの身体障害者、精神障害者及び知的障害者等の求職障害者数が大きく増加していることに加え、求職障害者の障害の重度化・多様化も進んでいる。このような状況の下、求職障害者の就職を実現するための職業訓練の重要性が増していることから、国が都道府県と訓練に係る委託契約を結び、都道府県が事業の実施主体となり、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の多様な委託訓練先を活用し、障害者の住む身近な地域で訓練を実施することにより、障害者の職業能力の向上を図る。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 賞付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額(単位:百万円)	予算の状況	当初予算	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求
		補正予算					
		繰越し等					
		計	1,912	1,824	1,595	1,503	精査中
		執行額	1,189	1,209	1,142		
執行率(%)		62.2%	66.3%	71.6%			
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値(24年度)
	平成21年度 就職率 46%		成果実績	%	41.6%	43.8%	都道府県から7月報告予定
	平成22年度 就職率 48%						
平成23年度 就職率 50%		達成度	%	90.4%	91.3%		
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	受講者数		活動実績(当初見込み)	人	6,121	6,280 ( 9,550 )	5,707 ( 9,550 )
単位当たりコスト	200,056円/受講者1人		算出根拠	平成23年度執行額(1,141,717,687円/平成23年度受講者数(5,707人))			
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	(目)職業能力開発支援事業委託費(一般)	383					
	(目)庁費(一般)	0.4					
	(目)委託等旅費(一般)	0.2					
	(目)臨時金(一般)	0.1					
	(目)臨時旅費(一般)	0.1					
	(目)職業能力開発支援事業委託費(特会)	1,116					
	(目)庁費(特会)	2					
	(目)委託等旅費(特会)	0.7					
	(目)臨時金(特会)	0.4					
(目)臨時旅費(特会)	0.2						
計	1,503	精査中					

事業所管部局による点検		
評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○ 広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	ハローワークへの求職障害者が増大する中、求職障害者の就職を実現するためには訓練機会の確保が重要であることから、本事業は優先度が高い。
	○ 国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	国の雇用のセーフティネットとしての障害者に対する職業訓練は国の責務として国が実施すべき事業である(雇用対策法第4条第1項2号及び8号)。本事業は、地域の実情に応じた多様な訓練機会を確保するため、国が「都道府県と委託契約を結び、都道府県が事業の実施主体となり民間の訓練実施機関を活用して訓練を実施している。
	○ 不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	訓練定員に対する訓練受講者の割合である訓練定員充足率が高くないこと及び、訓練実施機関の開拓が十分でないことが大きな要因であり、訓練定員充足率を高める取組や委託訓練実施機関の開拓に努めている。
資金の流れ、費目・使途	× 支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	職業能力開発促進法第15条の6第3項の規定に基づき国と都道府県が委託・契約を締結して実施する委託事業であり、委託先として都道府県等しか存在せず、競争を許さないものであることから、随意契約として締結している。
	○ 単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	本事業における委託費は原則、訓練受講生一人当たり月6万円を上限としているが、これは障害者を対象とした委託訓練の訓練コースの委託費と同水準である。障害者に比べて障害者に対する訓練実施機関の負担が大きいことを踏まえると、本事業における委託費の単価の水準は必ずしも十分とはなっていない。
	- 受益者との負担関係は妥当であるか。	-
	- 資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-
	○ 費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	本事業は、訓練実施のための訓練実施機関に対する委託経費及び訓練支援員の配置に必要な経費などが大部分を占めており、必要経費に限定されている。
活動実績・成果実績	○ 他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	障害者に対して職業訓練を実施する障害者職業能力開発校は、全国で19校しか存在せず、障害者の住む身近な地域で訓練を実施できる本事業は、障害者の特性に配慮し柔軟に対応できる実効性の高い手段である。
	○ 適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	成果目標は「重点施策実施5か年計画」(平成19年12月25日障害者施策推進本部決定)を踏まえて設定したものであり、当該目標に向けて達成度が向上している。
	△ 活動実績は見込みに見合ったものであるか。	平成16年の本事業開始以来、実績が見込みよりは低いに着実に伸びている。
	- 類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	-
	- ※類似事業名とその所管部局・府省名	-
	- 整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-
点検結果	<p>障害者を取り巻く雇用失業情勢が厳しさを増している中、ハローワークにおいて身体障害者、精神障害者及び知的障害者等の求職障害者が大きく増加していることに加え、障害の重度化・多様化も進んでいる。このような状況の下、求職障害者の就職を実現するためには、障害者の住む身近な地域での職業訓練機会を確保しつつ、障害特性に配慮した効果的な委託訓練を実施する必要がある。</p> <p>このため、障害者の委託訓練制度について、現在、障害者の職業能力開発に関する有識者・専門家を参画して「障害者職業能力開発推進会議」を開催しており、その議論を踏まえつつ、①障害特性に配慮しかつ地域の企業ニーズに即した効果的な委託訓練の確保、②訓練受講者への訓練期間中の支援、訓練修了後の就職支援等の強化のための方策を講ずる。</p>	
予算監視・効率化チームの所見		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)		
補記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)		
関連する過去のレビューシートの事業番号		
平成22年行政事業レビュー	944	平成23年行政事業レビュー 816

厚生労働省

1,142百万円

- 1 施策の企画・立案、予算要求・編成
- 2 都道府県訓練実施計画ヒアリング・都道府県への予算配賦
- 3 事業実施に係る助言・指導、訓練支援員の研修等の実施。

B. 事務費(厚生労働省)

1百万円

〔委託訓練指導等に係る職員旅費等〕

〔随意契約・委託〕

A. 都道府県(47都道府県)

1,141百万円

- 1 委託訓練の設定
- 2 障害者職業訓練コーディネーター、障害者職業訓練コーチ等の配置
- 3 ブロック別委託訓練事業推進交流会議の開催

C. 委託訓練実施機関(民間団体)(東京都委託先)

60百万円

〔委託訓練の実施〕

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)(単位:百万円)

A.東京都			E.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
外部委託費	企業等への職業訓練の委託費	60			
事務費	訓練支援員への謝金、法定福利費、旅費	33			
消費税		5			
計		98	計		0
B.事務費			F.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
職員旅費等	委託訓練指導に係る職員旅費等	1			
計		1	計		0
C.株式会社シーアイ研究所			G.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
事業費	求職障害者に対する職業訓練	12			
計		12	計		0
			H.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごと  
 に最大の金額が支出され  
 ている者について記載す  
 る。費目と使途の双方で  
 実情が分かるように記  
 載)



支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	障害者委託訓練の実施	98	随意契約	
2	大阪府	障害者委託訓練の実施	83	随意契約	
3	神奈川県	障害者委託訓練の実施	75	随意契約	
4	愛知県	障害者委託訓練の実施	58	随意契約	
5	千葉県	障害者委託訓練の実施	57	随意契約	
6	福岡県	障害者委託訓練の実施	51	随意契約	
7	長野県	障害者委託訓練の実施	47	随意契約	
8	静岡県	障害者委託訓練の実施	45	随意契約	
9	埼玉県	障害者委託訓練の実施	44	随意契約	
10	広島県	障害者委託訓練の実施	35	随意契約	

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社シーアイ総合研究所	障害者委託訓練の実施	12	随意契約	
2	株式会社ネクストワークス	障害者委託訓練の実施	6	随意契約	
3	学校法人 嘉栄学園	障害者委託訓練の実施	4	随意契約	
4	株式会社アイエヌ	障害者委託訓練の実施	4	随意契約	
5	株式会社Kaizen	障害者委託訓練の実施	4	随意契約	
6	株式会社D&I	障害者委託訓練の実施	4	随意契約	
7	ディーシャープ株式会社	障害者委託訓練の実施	3	随意契約	
8	東京都障害者自立支援センター	障害者委託訓練の実施	3	随意契約	
9	株式会社 東京都障害者自立支援センター	障害者委託訓練の実施	3	随意契約	
10	学校法人 盛本学園	障害者委託訓練の実施	3	随意契約	



# 事業概要等

## 1 事業概要 (制度のスキーム図 (P2) 参照)

### 【趣旨・目的】

障害者を取り巻く雇用失業情勢は厳しさが増している。ハローワークにおいて身体障害者、精神障害者及び知的障害者等の求職障害者が大きく増加していることに加え、障害の重度化・多様化も進んでいる。このような状況の下、求職障害者の就職を実現するための職業訓練の重要性が増していることから、国が都道府県と訓練に係る委託契約を結び、都道府県が事業の実施主体となり、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等を委託訓練先として活用し、障害者の住む身近な地域で訓練を実施することにより、障害者の職業能力の開発・向上を図る。(職業能力開発促進法第15条の6第3項の規定により実施するもの)

### 【具体的な事業内容】

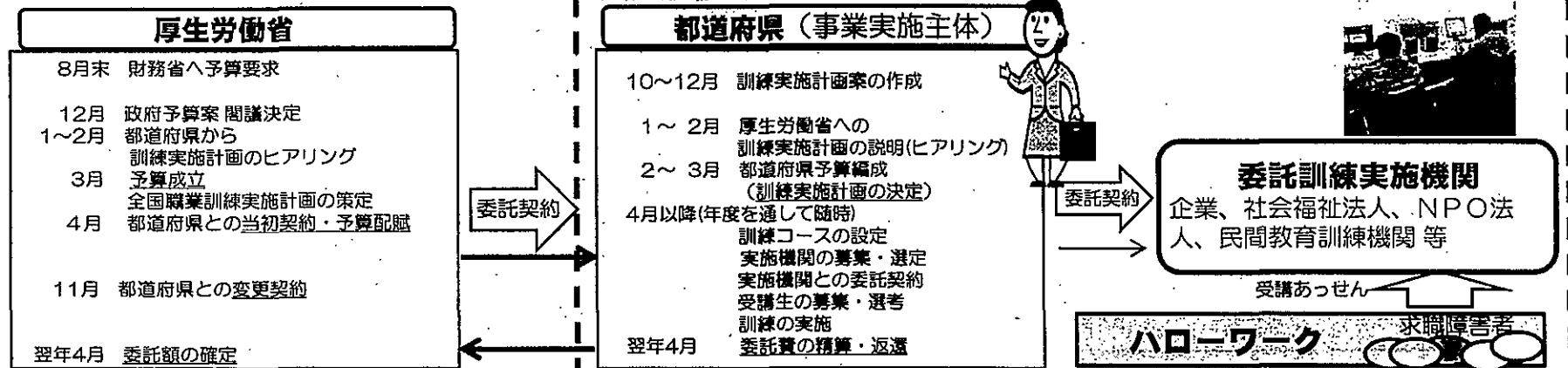
○ 都道府県が作成する訓練実施計画を踏まえ、国と都道府県とが委託契約を結び、都道府県が事業の実施主体となり、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等を活用し、個々の障害者の態様と地域の企業ニーズに即した訓練コースの設定、実施機関の募集・選定、受講生の募集・選考、職業訓練を実施する。

### ○ 委託訓練の内容

- ・ 訓練対象者 原則、ハローワークに求職申し込みを行っている障害者が対象 (「障害者の雇用の促進等に関する法律」第2条第1号に該当する者)
- ・ 委託料、訓練期間 訓練受講生一人につき、原則、月額6万円 原則3ヶ月以内(1ヶ月当たり標準100時間)
- ・ 訓練コース
  - ① 知識・技能習得コース 就職に必要な知識・技能の習得を図るため、民間教育訓練機関等を委託先として実施するコース
  - ② 実践能力習得訓練コース 実践的な職業能力の開発・向上を図るため、企業等を委託先として事業所現場を活用して実施するコース
  - ③ eラーニングコース 施設への通所が困難な障害者等を対象に在宅IT技能等の習得を図るため、インターネットを利用して実施するコース
  - ④ 特別支援学校早期訓練コース 特別支援学校高等部等に在籍する生徒を対象に実践的な職業能力の開発・向上を図るため、企業等を委託先として事業所現場を活用して実施するコース
  - ⑤ 在職者訓練コース 在職中の障害者を対象として、雇用継続に資する知識・技能を付与するコース

○ 上記事業の実施のため、委託訓練先の開拓、訓練コースの選定、訓練を希望する障害者と訓練コースのコーディネートを行う障害者職業訓練コーディネーターや受講生の受講中の支援や訓練修了後の就職支援等を行う障害者職業訓練コーチ等を各都道府県に配置する。

### ※ 事業実施フロー図 (年間スケジュール)



# 障害者の態様に応じた多様な委託訓練制度のスキーム

(求職障害者等のための地域における多様な職業訓練の実施)

平成24年度予算額 1,503 (1,595) 百万円

ハローワーク求職障害者の就職を実現する等のため、国と都道府県とが委託契約を結び都道府県が事業の実施主体となつて、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の多様な訓練委託先を活用し、障害者が住む身近な地域で多様な職業訓練を実施することにより、障害者の職業能力の開発・向上を図る。

## 厚生労働省

- 施策の企画・立案、予算要求・編成
- 都道府県訓練実施計画ヒアリング・都道府県への予算配賦
- 事業実施に係る助言・指導、訓練支援員の研修等の実施

(地域)

委託契約

## 都道府県 (職業能力開発校)

職業能力開発促進法  
第15条の6第3項に基づき実施

- 訓練実施計画の作成、都道府県予算編成
- 個々の障害者の態様及び地域の企業ニーズに即した多様な委託訓練の設定
- 訓練支援員の配置 (障害者職業訓練コーディネーター、障害者職業訓練コーチ等)  
(委託訓練先の開拓・選定、訓練のコーディネート、訓練生の受講中の支援・訓練修了後の就職支援等)



委託契約

## 委託訓練実施機関 (民間団体)

<委託先> 企業 社会福祉法人 NPO法人 民間教育訓練機関

<訓練内容>

- 訓練期間：原則3月以内・月100時間が標準
- 委託費：原則訓練受講生1人当たり月6万円が上限

<訓練コース>

- ① 知識・技能習得訓練コース (知識・技能の習得) ※障害者向けデュアルシステムも実施可能
- ② 実践能力習得訓練コース (企業等の現場を活用した実践的な職業能力の開発・向上)
- ③ e-ラーニングコース (訓練施設へ通所困難者等を対象としてIT技能等の習得)
- ④ 特別支援学校早期訓練コース (生徒を対象として、実践的な職業能力の開発・向上)
- ⑤ 在職者訓練コース (雇用継続に資する知識・技能の習得)



連携

障害者団体

特別支援学校

福祉・医療・保健機関

労働局・ハローワーク



障害者

求職  
申込み

職業相談

受講  
あつせん

ハローワーク

訓練修了

職業紹介

就職

企業

## 2 現状

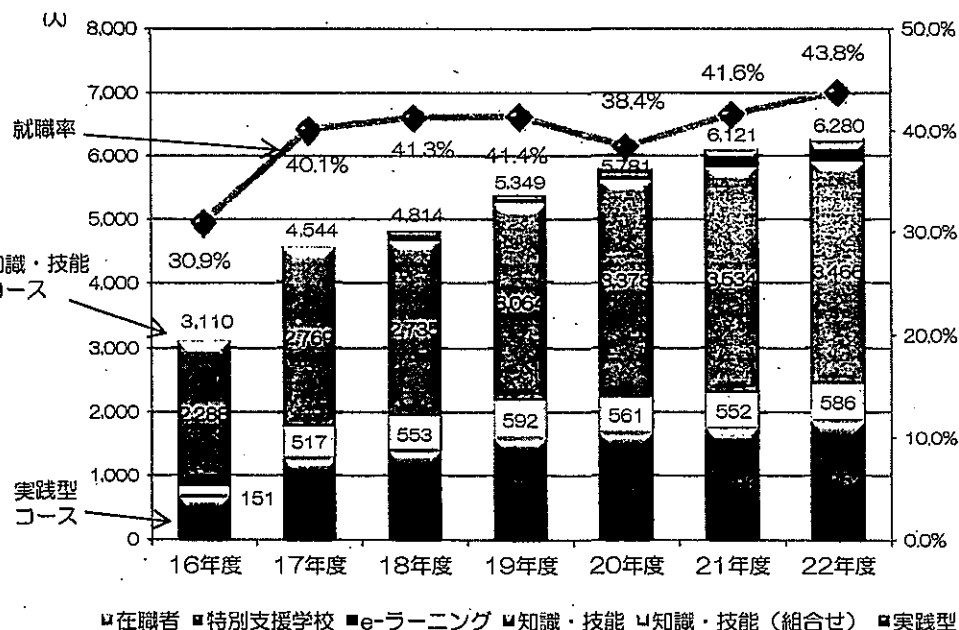
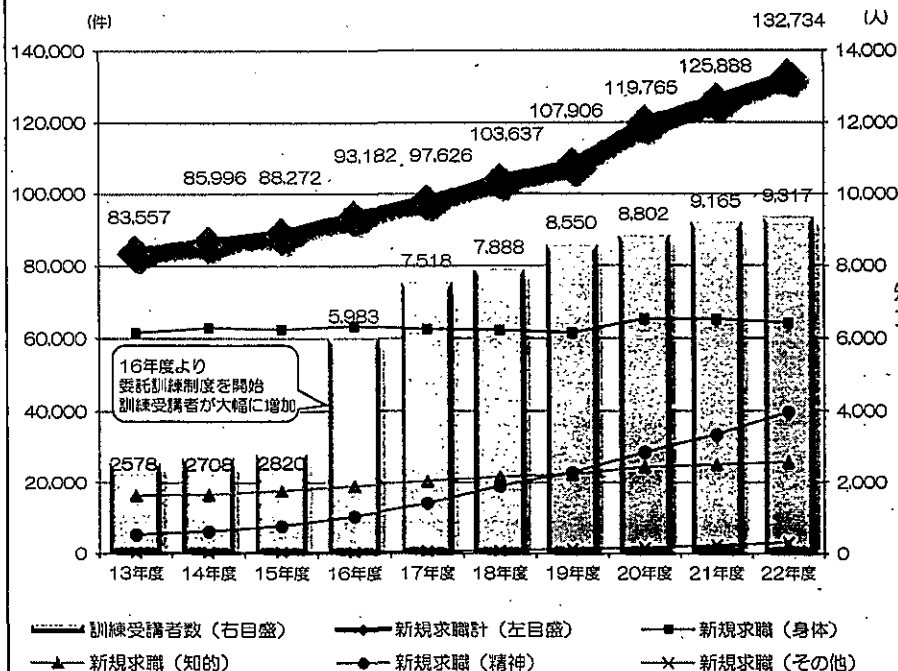
- ・ 障害者の委託訓練制度は、障害者が地域で自立した生活を可能とするために障害者の居住する地域の実情に応じた訓練機会を提供するとともに、障害者職業能力開発校（全国19校（17都道府県））が設置されていない地域の障害者の職業能力開発機会を拡充して地域的偏在を解消するため、平成16年度に開始したものである。
- ・ 当該事業の実施により、求職障害者に対して、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の多様な委託先（22年度：約2千コース）を活用することで、障害者の住む身近な地域でより就職に必要な知識・技能や実践的な能力を習得する職業訓練の実施が可能となっている。
- ・ また、近年大きく増加している求職障害者に対して、民間団体の多様な委託先を活用することで訓練機会の提供が可能となっており、当該事業は、障害者の職業能力を開発・向上し雇用の促進を図ることで、今後日本が目指すべき全員参加型社会の実現に向けて、大変重要な事業である。

○ 新規求職申込件数及び職業訓練受講者数の推移（図1）

- ・ 障害者の新規求職申込件数は、近年、大幅な増加傾向にある。特に、精神障害者の増加が大きくなっている。
- ・ 障害者の職業訓練受講者数は、16年度の委託訓練制度の開始により大幅に増加し、16年度以降も増加傾向にある。

○ コース別の委託訓練受講者数及び就職率の推移（図2）

- ・ 委託訓練受講者は、年々着実に増加している。
- ・ 就職率は、制度発足当初の30.9%から上昇した後、一旦伸びが低調であったが、直近3年間は増加基調にある。



# 活用事例

## 【ケース 1】通所の利便性を図り受講を促進

コース	知識・技能習得訓練コース
コース名称	実践パソコン科
受講者数	10名(うち5名就職)
訓練期間	3ヶ月(244時間)
訓練内容	PCの基本的な技術習得(マイクロソフトOffice等)、社会的スキル(メール、名刺交換、電話対応等)、就労に向けた書類作成、面接方法等の習得
対象障害者	精神障害者
委託先企業	テイサービス施設
特記事項	地理的条件から受講できない受講者に配慮し、訓練会場を委託先でなく他地域の就労支援センターとすることにより利便性を図った結果、27名の応募があった。



【ポイント】  
・通所が困難な障害者に配慮  
・障害者就労支援センターとの連携

【ポイント】  
ハローワーク及び障害者就業・生活支援センターと連携

## 【ケース2】ハローワークや支援機関と連携した実践的訓練

コース区分	実践能力習得訓練コース
コース名称	施設内清掃科
受講者数	1名
訓練期間	2ヶ月(182時間)
訓練内容	老人保健施設での清掃
対象障害者	精神障害者
委託先企業	老人保健施設
特記事項	訓練期間中、委託先、障害者就業・生活支援センターやハローワークとケース会議を実施。雇用の方向性が出てきた際、ハローワークにおいて、トライアル雇用や助成金の説明をし、事業主の雇用意欲を促進。

## 【ケース 3】福祉施設での経験を活かした訓練のコーディネーター

コース区分	実践能力習得訓練コース
コース名称	アグリカルチャー科
受講者数	1名
訓練期間	3ヶ月(520時間)
訓練内容	牧場内における作業、農作業等
対象障害者	身体障害、知的障害
委託先企業	農場
特記事項	・授産施設から行ってきた農作業の訓練コースを設定。 ・早朝から作業し、昼休みを長く取ることで体力維持。 ・関係機関と訓練評価会議を実施。

【ポイント】  
体力を維持し、訓練を継続するための工夫

## 【ケース 4】特別支援学校早期訓練コース

コース区分	特別支援学校早期訓練コース
コース名称	新卒者実践就労体験科
受講者数	1名(うち1名就職)
訓練期間	3ヶ月(390時間)
訓練内容	介護補助、洗濯、居室清掃
対象障害者	知的障害者
委託先企業	介護老人保健施設
特記事項	・作業面よりもまずメンタル面でのケアを重視。 ・訓練後はハローワーク、障害者就業・生活支援センター、地域の福祉課、サポートセンター、職業センター、両親、委託先での定着支援のためのケース会議を開き、それぞれの役割で支援を説明。委託先の理解のもと、雇用へとつなげ、定着支援にあたっている。



【ポイント】  
関係者が連携し、それぞれの立場から事業主の理解を深め、雇用・職歴定着を支援

【ポイント】  
自立へのモチベーションを高める効果的なスクーリング

## 【ケース 5】eラーニングコースの職業訓練

コース区分	eラーニングコース
コース名称	イラストレーター操作技能習得&作図トレーニング
受講者数	5名(うち2名就職)
訓練期間	4ヶ月(400時間)
訓練内容	イラストレーター基礎講習、ロゴマーク、路線図作成講習、案内図・間取図製作実践講習、在宅テレワーカー講習、情報セキュリティ講習
対象障害者	在宅重度身体障害者
委託先企業	NPO法人
特記事項	5回のスクーリングは、社会と接する機会を増やすとともに課題作成の発表の場でもあり、受講生の自信にもつながった。

## 【ケース 6】聴覚障害者を対象とした職業訓練

コース区分	在職者訓練(知識・技能習得型)
コース名称	パソコン実務者養成コース
受講者数	2名
訓練期間	24日間(96時間)
訓練内容	Wordの基礎と応用、Excelの基礎と応用、PowerPointの基礎
対象障害者	聴覚障害者
委託先企業	株式会社
特記事項	・聴覚障害者の訓練実績が豊富で講師全員が手話通訳可能な委託先を選定 ・訓練開始前に本人、勤務先、委託先と訓練についての情報共有 ・訓練途中に勤務先上司に訪問を依頼、進捗状況の把握と委託先への要望を打ち合わせ。 ・訓練の結果、業務が拡大



【ポイント】  
受講生の勤務先の意向を踏まえた訓練の実施が業務拡大・職歴定着につながった

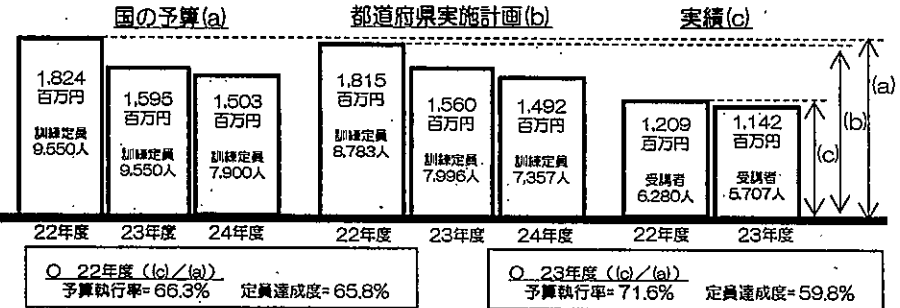
# 事業実績の分析、これまでの改善の取組及び今後の更なる課題 予算執行率・定員達成度

## 事業実績の分析

○ 予算執行率と定員達成度の推移 (表1)

(単位: 人, 百万円)

	国の予算(a)		都道府県実施計画(b)		実績(c)		定員達成度		予算執行率	
	定員数 (①)	金額 (②)	定員数 (③)	金額 (④)	受講者 (⑤)	金額 (⑥)	予算と実績 (⑤/①)	計画と実績 (⑥/③)	予算と実績 (⑥/②)	計画と実績 (⑤/④)
21年度	9,550	1,912	8,453	1,764	6,121	1,189	64.1%	72.4%	62.2%	67.3%
22年度	9,550	1,824	8,783	1,815	6,280	1,209	65.8%	71.5%	66.3%	66.6%
23年度	9,550	1,595	7,996	1,560	5,707	1,142	59.8%	71.4%	71.6%	73.2%
24年度	7,900	1,503	7,357	1,492	-	-	-	-	-	-



○ 平成22年度、平成23年度の分析

### 予算額(a)と都道府県実施計画(b)との乖離の主な理由

実施計画の作成は、47都道府県が、個別に、毎年地域の実情を反映して訓練定員数・金額(コース内容、期間等)を決定することから、国の予算(a)と都道府県実施計画(b)との乖離が一定程度生じている。

### 都道府県実施計画(b)と実績(c)との乖離の主な理由

都道府県の地域部では訓練実施機関がそもそも少ないこと、少人数で訓練を実施せざるを得ないため現行の委託経費単価では実施機関の開拓が難しいこと、また個々の障害者の障害特性に配慮した訓練設定(訓練カリキュラム、訓練教材、指導技法等)及び訓練環境の整備(スロープ、エレベーター等施設・設備)が訓練ノウハウの不足等から困難なこと等の理由により、各都道府県と訓練実施機関とのミスマッチが生じ、実施計画どおりの訓練設定ができていない。(現場の主な意見 訓練環境の設定に手間がかかること敬遠される、精神障害者の受入れについて事業主の十分な理解がない)

訓練を設定しても応募者が少ないこと(特に、地域部では、受講者が少なく中止となるケースがある)、訓練受講の希望がありながら入校選考で不合格となること(訓練継続できる体力・学力の不足、障害の受容が不十分等)、訓練実施場所への通所が困難であること等の理由から、訓練実施機関と受講者とのミスマッチが生じ、各訓練実施機関において訓練定員の充足ができていない。

### 予算執行率及び定員達成度を改善するためのこれまでの取組

○ 22年度の執行実績を踏まえて、国の23年度予算を大幅に削減。24年度さらに予算を削減、訓練定員を大幅に削減。

22年度 1,824百万円(訓練定員9,550人) → 23年度 1,595百万円(訓練定員9,550人) → 24年度 1,503百万円(訓練定員7,900人)

○ 各都道府県の過去の訓練実績及び労働市場を踏まえ、各都道府県別に訓練定員目安数を国から提示し、これを勘案して、各都道府県において訓練実施計画を策定することを要請(ヒアリングを実施し査定)

### 取組の結果

○ 予算執行率が改善

23年度 71.6%

○ 定員達成度は悪化

23年度 59.8%

23年度予算で、定員数を前年度同のまま金額を削減した結果、都道府県実施計画の訓練定員が削減となり、それが影響して悪化  
24年度予算で見直し、今後改善見込み

### 予算執行率及び定員達成度改善をするための今後の更なる課題

これまで、予算執行率を改善するため、23、24年度の予算額、訓練定員数の削減等に努めてきたが、他方、23年度予算削減の結果、都道府県実施計画数が削減され、その影響で受講実績が落ち込んでいる(対前年度比▲573人)。障害者の委託訓練制度は、47都道府県が実施主体となり全国津々浦々で民間を活用して実施する事業であり、「都道府県と訓練実施機関とのマッチング」や「訓練実施機関と受講生とのマッチング」に上記分析の理由によりミスマッチが生じている。一定程度のミスマッチは制度運用上やむを得ず生ずるものと考えられるが、上記の分析結果を踏まえ、ミスマッチを改善して予算執行率の向上を図るためには、「障害特性に配慮しかつ地域の企業ニーズに即した効果的な委託訓練を確保(具体策は「見直し案」(P7)に掲載)」することが必要で、もって増大する求職障害者の訓練機会を確保する必要がある。



事業実績の分析

○ コース別・障害種類別就職率の推移 (表2)

年度	目標	計	就職率 (実績)									
			コース別					障害種類別				
			知識 技能	実践 能力	ワー キング	特別 支援 学校	身体	知的	精神	発達	その他	
20年度	44%	38.4%	29.6%	59.2%	25.6%	66.0%	30.1%	53.0%	33.1%	30.1%	34.5%	
21年度	46%	41.6%	31.0%	64.1%	21.9%	79.9%	32.2%	57.3%	37.2%	45.3%	35.9%	
22年度	48%	43.8%	32.3%	65.4%	25.0%	82.2%	34.9%	57.7%	39.7%	42.9%	23.7%	

○ 訓練系統別就職率 (表3)

平成22年度 訓練系統別	受講者	障害種類										就職率						
		身体	知的	精神	その他	身体							知的		精神			
						1級	2級	3級	4級	5級	6級		重 度	軽 度	1級	2級	3級	
農林系	86	14	46	23	3	3	6	1	1	2	23	21	2	11	4	3	70.9%	
金属・電気・電子系	46	11	20	15	2	2	7	1	1	0	11	8	2	5	3	73.9%		
製品製造系	123	18	86	25	2	2	4	2	5	2	3	36	44	0	11	8	48.0%	
建設系	45	17	15	9	1	1	4	3	4	4	1	4	10	0	5	2	50.0%	
運輸系	72	4	62	5	2	2	1	0	2	0	1	3	27	0	4	3	52.8%	
事務系	2,267	1,310	121	824	69	61	226	263	257	273	137	79	2	33	79	34	28.6%	
販売系	166	14	87	66	4	4	3	1	3	1	2	11	62	4	36	17	61.4%	
サービス系	762	99	385	294	15	13	18	15	23	22	8	12	27	13	204	14	161	53.4%
情報処理系	628	261	33	306	35	32	46	55	27	30	23	10	1	1	22	8	86	27.4%
その他	1,971	356	1,035	600	66	60	72	81	64	65	35	29	44	32	450	25	249	47.8%

○ 平成22年度 (就職率43.8%) の分析

- コース別の状況をみると、障害者の職業訓練の場合、必ずしも知識や技能の付与だけではなく、障害者の能力に合わせて、企業側の職務内容を選択・調整して訓練カリキュラムを設定することが、就職の実現には効果的であり、この点で優れている実践能力習得コースは就職率が高くなっている。他方、実践能力習得コースの受け入れ先の開拓が難しい状況がある。
- 障害種類別の状況をみると、知的障害者は、訓練系統別でその他（特に職域開発系）、サービス系の受講者が多くなっていることが就職率が高い要因となっている。身体障害者は、事務系の受講者が多いことが就職率が低い要因となっている。精神障害者は、訓練ノウハウの蓄積が十分ではなく、訓練実施が難しい状況もあり、就職に至らないケースがある。
- 訓練系統別の状況をみると、金属・電気・電子系、農林系の就職率が高く、事務系、情報処理系の就職率が低くなっている。なお、受講者数をみると、事務系、その他の受講者が多く、建設系、金属・電気・電子系、運輸系、農林系の受講者は少ない。
- 各都道府県の就職率の状況は、各都道府県が地域の訓練ニーズに即した訓練設定に努め、労働市場、都道府県の訓練ノウハウの蓄積状況等様々な要因により、就職実績となっている。

(現場の主な意見 訓練期間3ヶ月は訓練内容・障害特性との関係で短い、体調的・精神的に訓練継続が困難なケースがある)

就職率を改善するためのこれまでの取組

- 訓練コースの拡充 (障害者向けデュアルシステムコース (23年度)、特別支援学校早期委託訓練コース (20年度))
- 訓練支援員等による支援の強化 (障害者職業訓練コーチの配置 (24年度)、訓練支援員への研修等による資質の向上)
- 各都道府県の主な取組 → 訓練先の公募に当たって就職目標値を設定、ハローワーク等関係機関との連携強化、実践能力習得コース、就職率の高い訓練系コースの設定を促進するための委託先の開拓 等

取組の結果  
就職率は年々改善

20'	38.4%	21'	41.6%
22'	43.8%		



就職率を改善するための今後の更なる課題

これまで、就職率を改善するため、23、24年度の訓練コースの拡充、訓練支援員による支援の強化等に努めてきたが、障害の重度化・多様化の中で、更なる就職率の向上のためには、委託訓練実施機関が、障害特性に配慮しつつ地域のニーズに即した訓練を実施することが必要である。このため、委託訓練実施機関が訓練を実施しやすい環境、訓練生が受講しやすい環境を整備することが重要であることから、「障害特性に配慮しつつ地域の企業ニーズに即した効果的な委託訓練の確保 (具体策は「見直し案」(P7)に掲載)」、「訓練受講者への訓練期間中の支援、訓練修了後の就職支援等の強化 (具体策は「見直し案」(P7)に掲載)」する必要がある。



# 見直し案



## ◆〈見直し案の基本的考え方〉

ハローワークの求職障害者が大きく増加していることに加え、障害の重度化・多様化も進んでいる中、障害者委託訓練制度について、予算執行率及び就職率の改善に向け、現在、障害者の職業能力開発に関する有識者を参集して開催している「障害者職業能力開発推進会議（※）」の議論を踏まえつつ、以下の方策を講ずる。

## ◆〈見直し案の具体策〉

### 障害特性に配慮しかつ地域の企業ニーズに即した効果的な委託訓練の確保

○ 障害が重度化・多様化する中で、企業、教育訓練機関等が委託訓練を実施する際に必要な訓練カリキュラムの作成、指導技法等訓練ノウハウの蓄積が十分でないことが、効果的な訓練の実施、受講生の受入促進の妨げの一因となっている。

都道府県の訓練支援員等が十分に対応できていない状況もあることから、訓練実施機関に対してきめ細かな助言等ができるよう、障害者職業訓練に関する専門的なノウハウを有する(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が、訓練支援員等に対して委託訓練の指導技法等のマニュアルの開発・普及を行う。

(予算執行率及び就職率の改善策)

○ 障害者向け委託訓練の実施には、訓練カリキュラム、指導、施設等について障害特性に配慮したきめ細かな対応が求められ、加えて、健常者向け委託訓練と比較して1コース当たりの平均受講者数が少ないことから、訓練実施機関が訓練を設定しやすくして更なる開拓を図るために委託訓練経費の単価を見直し。

(予算執行率及び就職率の改善策)

### 訓練受講者への訓練期間中の支援、訓練修了後の就職支援等の強化

○ 委託訓練を効果的に実施し、障害者の就職を実現するため、事前の訓練方針の決定から、訓練修了後の就職支援まで一貫して総合的・専門的に実施する訓練支援員や手話通訳等の配置を拡充。 (就職率の改善策)

○ 地域における関係機関の連携を強化して委託訓練を効果的に実施し、障害者職業訓練と就職支援の連携を促進するためハローワーク等との連携を強化する支援員を都道府県に配置。 (就職率の改善策)

### ※ 「障害者職業能力開発推進会議」の開催について

障害者の職業能力開発に関する有識者及び関係機関の代表者等の参集を求め、障害者の職業能力開発の一層の効果的な推進について協議・検討を行う。

- |       |         |                            |       |                               |
|-------|---------|----------------------------|-------|-------------------------------|
| ○ 参集者 | 阿部 一彦   | 社会福祉法人日本身体障害者団体連合会理事       | 佐藤 宏  | 元 雇用・能力開発機構職業能力開発総合大学校教授      |
|       | 乾 伊津子   | NPO法人全国就業支援ネットワーク理事        | 杉山 豊治 | 日本労働組合総連合会総合労働局雇用法制対策局長       |
|       | 遠藤 和夫   | 一般社団法人日本経済団体連合会労働政策本部主幹    | 田中 正博 | 社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会常務理事         |
|       | 大石 義勝   | 東京都産業労働局雇用就業部能力開発課長        | 中島 利郎 | 全国専修学校各種学校総連合会副会長             |
|       | 萩原 喜茂   | 国際医療福祉大学保健医療学部教授           | 藤村 静男 | 東京労働局職業安定部職業対策課長              |
|       | 萩川 晴二   | 広島障害者職業能力開発校副校長            | 望月 香樹 | (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構職業能力開発部指導課長 |
|       | 金子 鮎子   | NPO法人全国精神障害者就労支援事業所連合会専務理事 | 山岡 修  | 一般社団法人日本発達障害ネットワーク副理事長        |
|       | ◎ 佐藤 博樹 | 東京大学大学院情報学環教授              |       |                               |

(五十音順・敬称略 ◎=座長)

○ 開催日程 平成24年3月～6月



## 論点等説明シート

事業名

障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施

予算の状況  
(単位:百万円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求
予算額(補正後)	1,912	1,824	1,595	1,503	精査中
執行額	1,189	1,209	1,142		
執行率	62.2%	66.3%	71.6%		
総事業費(執行ベース)	1,189	1,209	1,142		

## 事業についての論点等

## (事業の概要)

ハローワーク求職障害者の就職を実現する等のため、国と都道府県とが委託契約を結び都道府県が事業の実施主体となって、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の多様な訓練委託先を活用し、障害者が住む身近な地域で多様な職業訓練を実施することにより、障害者の職業能力の開発・向上を図る。

## (論点)

○ハローワークの求職障害者が増大する中で、当該施策の執行状況が低調となっている。その要因を分析して、必要な訓練機会の提供及び効率的な執行がなされるように対応すべきではないか。

## ◎執行率

21年度62.2%、22年度66.3%、23年度71.6%

## ◎訓練受講者数計画及び実績

	単位	21年度	22年度	23年度
計画	人	9,550	9,550	9,550
実績	人	6,121	6,280	5,707
達成度	%	64.1%	65.8%	59.8%

○求職障害者の障害の重度化・多様化が進む中で、求人ニーズや障害特性に配慮した効果的な委託訓練を実施することが重要である。当該施策の成果目標である就職率を高めるための改善方策を検討すべきではないか。

## ◎訓練修了者の訓練終了後3ヶ月時点の就職率(成果指標)

	単位	21年度	22年度	目標値 (23年度)
成果目標	%	46%	48%	50%
成果実績	%	41.6%	43.8%	
達成度	%	90.4%	91.3%	



# 行政事業レビュー公開プロセス(6月14日)

	事業名	コメント結果
	精神障害者地域移行・地域定着支援事業	抜本的改善
	受給資格者創業支援助成金	事業の廃止
	障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施	抜本的改善
	メンタルヘルス対策支援センター事業	抜本的改善



行政事業レビュー公開プロセス(6月14日)

(事業名)障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施

コメント結果		抜本的改善
見直し案は妥当 0 人	/	
見直し案では不十分  6 人	0 人	事業の廃止
	4 人	抜本的改善
	2 人	一部改善

・委託訓練経費の単価を見直す前に、訓練ノウハウの蓄積が十分でない機関に対して、指導技法の向上を図るべく環境整備を行う必要がある。予算執行率は7割程度であるから、まずは単価を据え置きつつ、実効性ある実施計画をより多く立てられるように誘導すべきである。障害者職業訓練コーディネータ、障害者職業訓練コーチの配置を金銭的に支援するならば、十分に機能している県への支出は止めて、不十分な県に限定すべきである。

・現在障害の種類・程度に関わらず1人6万円/月という委託費になっているのは不都合だ。運営に困難をきたすような実施機関が多いために執行率が低くなっていると思う。実際に現場で掛かる費用は様々になるはずで、一律〇万円という委託費の算出はやめていただきたい。又、民間の教育訓練機関に対して、低コストの施設と整備を提供できるような工夫を各都道府県として努力すべきだろう。また、各地において取り組みが異なることが予想されるのであれば、都道府県への委託費を各地の障害者数に比例して、一括して任せてしまうというドラスティックな改善もありうるのではないか。

・訓練ニーズの把握が必要でないか

・委託料60千円/人については見直し要。但し、根拠を明確にすべき。

・現在は国の委託事業であるが、地方公共団体が主体となって実施する(国の補助事業等)方向も将来的に検討すべき。

・種類の専門員の役割を整理すべき。

<とりまとめコメントの概要>

6名全員が見直しが不十分とのご判断。うち4名が「抜本的改善が必要」、2名が「一部改善が必要」とのご判断。

集計結果を踏まえ、とりまとめとしては「抜本的改善が必要」とする。

事業の手法、支援員等の役割、国と地方の関係など今日頂いた意見を踏まえ、見直し案を更に見直し、概算要求に反映させていきたい。

<外部有識者のコメント>

・事業の意図妥当でも、効果が上がってないとすれば、実施手法の抜本的見直しが必要では？

・国と地方で達成目標が一致してないのでは？

・都道府県に事業を移し、試行を促すことで、取組のBEST PRACTICEを見いだすことも一案。国はそのモデルケースを全国普及を図る。

・執行率が低いプログラムの普及を妨げているボトルネックの分析が不十分では？

・見直し案は抽象的である

・「一貫して総合的・専門的に実施する訓練支援員」「ハローワークとの連携を強化する支援員」「障害者職業訓練コーディネータ」の機能を明確にすること。

